

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土、日、祭日)のときは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第三百五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十六年度第一次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間並びに試験期日及び試験場等を次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十六年六月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市加茂町二丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有す

◇ 告 示

目 次

- ◇ 告 示 昭和四十六年度第一次自衛官募集
- 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険医療機関の指定の取消し
- 健康保険法による保険医の登録の取消し
- 定朝種牡畜検査の実施
- 土地改良事業の認可
- ” ”
- ” ”
- 土地改良事業計画の適否の決定
- ” ”
- ” ”
- 土地区画整理組合の理事の氏名等
- 都市計画法第六十六条の規定による告示
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- ◇ 漁業調整委告示 いか釣漁業の操業の禁止
- ◇ 公 告 危険物取扱主任者試験の実施
- 毒物劇物取扱者試験の実施

る者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第三百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
北垣胃腸科病院	鳥取市大槻町一七	内科、小児科、呼吸器科、外科、皮膚泌尿器科	昭和四十六年四月一日

鳥取県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 所 名	開 設 者 名
昭和四十六年四月一日	山藤胃腸科、外医院 科、肛門科	鳥取市大槻町一七	胃腸科、外科、 肛門科、内科、 整形外科	山藤輝彦

鳥取県告示第三百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消したことに伴い保険医療機関でなくなつたものについて、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 の 取 消 年 月 日
河野医院	境港市栄町一三四	昭和四十六年四月十日

鳥取県告示第三百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定により登録を取り消したことに伴い保険医でなくなつたものについて、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消年月日
河野 行	鳥医七二〇	昭和四十六年四月十日

鳥取県告示第三百十号

鳥取県種牲畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する豚の定期種牲畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査場所
四月二十一日	十時から	鳥取市国安 東部家畜市場
〃 二十二日	〃	米子市吉岡 西部家畜市場
〃 二十三日	〃	倉吉市八屋 倉吉家畜市場
〃 二十四日	〃	東伯郡東伯町 東伯家畜市場
〃 二十六日	〃	境港市竹内町 余子検査場

鳥取県告示第三百十一号

名和町長から申請のあつた名和町営土地改良（陳構地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十二号

用瀬町長から申請のあつた用瀬町営土地改良（一ノ谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十三号

淀江町長から申請のあつた淀江町営土地改良（井崎地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十四号

昭和四十六年一月十六日付で名和町長から申請のあつた土地改良（小竹地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十五号

昭和四十六年三月一日付で大山町長から申請のあつた土地改良（豊房地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十日から二十日間
縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子駅裏土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

加藤 森 茂	米子市目久美町一〇六
竹内 一 夫	二九五
加藤 孝 三	一〇五
米田 新 市	二九四
加藤 延 雄	三三六
米田 重 晴	二九六
竹内 喜 明	二八二
加藤 晴 光	米子市道笑町三丁目九三
遠藤 宗 一	米子市角盤町三丁目三一

鳥取県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、鳥取都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第一類第七号安長南限線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所のある

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市岩吉及び湖山町地内

鳥取県告示第三百十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年四月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名

鳥取市末広温泉岩美郡国府町大字宮下字八反田四五四の一部
町六五九

日興土地観光
有限会社

代表取締役

墨土 惣市

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

道路の位置の指定場所

幅員 四・六〇メートル
〇・六〇メートル

延長 三二〇・四〇メートル

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、いかつり漁業の操業を次のとおり禁止する。

昭和四十六年四月九日

鳥取海区漁業調整委員会会長 上 村 忠 彦

一 禁止対象漁業

総トン数十トン以上の動力漁船によりつりによつていかをとることを

目的とする漁業

二 禁止海域

最大高潮時海岸線から四万メートル以内の海域

三 禁止期間

昭和四十六年四月九日から昭和四十七年三月三十一日まで

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年4月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和46年5月28日 午前9時から

(2) ・試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

鳥取市行徳は222 鳥取市消防本部

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

米子市雑町1の16 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

第四類の危険物に係る乙種危険物取扱主任者試験

3 受験資格

消防法第13条の3第4項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和46年5月1日から昭和46年5月10日まで（郵送による場合は、5月10日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札形のものでその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除されるものにあつては、受験願書提出の際免状の写しを添付するとともに免状を試験当日提示すること。

イ 受験手数料及びその納付方法

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

6 受験願書提出先 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規

定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和46年4月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期日及び場所

昭和46年5月12日(水曜日) 午前10時から午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの)2枚

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし

つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和46年4月24日まで